

低入札価格調査制度（総合評価方式）の参考例

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする

(1)調査基準価格の算定方法

調査基準価格は、①～④の合計とする。ただし、調査基準価格が予定価格(税抜)の10分7.5から10分の9.2の範囲外となった場合は、その範囲を限度とする。

- ① 直接工事費 × 97%
- ② 共通仮設費 × 90%
- ③ 現場管理費 × 90%
- ④ 一般管理費等 × 68%

(2)失格基準の算定方法

入札価格の内訳のいずれかの経費が、①～④に示す各経費の率を下回る場合又は入札価格が予定価格(税抜)の3分の2を下回る場合は、契約の内容に適合した工事が履行されないと判断し、失格とする。

- ① 直接工事費 × 92%以上
- ② 共通仮設費 × 85%以上
- ③ 現場管理費 × 85%以上
- ④ 一般管理費等 × 63%以上

《参考例》

予定価格5,000万円の「総合評価方式」による競争入札において、6社から入札があった場合の参考例。総合評価では、評価点の高い者を落札者として決定しますが、調査基準価格を下回った場合には、調査を実施しますので、必ずしも落札者になるとは限りません。

5,000万	×	A社（予定価格を超過）	
			↑ 予定価格
	×	B社（評価点5位）	
	×	C社（評価点4位）	
(仮) 4,500万	○	D社（評価点3位）	↑ (1)調査基準価格の算定方法による
	落札	※調査の結果可能な場合	※低価格入札者の調査 下記の項目等について調査を実施 ①その価格で入札した理由 ②入札価格の内訳書 ③手持工事の状況 ④手持資材の状況 ⑤資材の購入先 ⑥労務者の供給見通し ⑦過去に施工した公共工事の成績状況 ⑧過去に施工した同種工事の実績 ⑨その他 ほか
	×	E社（評価点2位）	
		※調査の結果不可の場合	
	×	F社（評価点1位）	↑ (2)失格基準の算定方法による
		※失格	

※制度の詳細は、「真庭市建設工事に係る低入札価格調査実施規程」をご確認ください。

問い合わせ先・担当：真庭市総務部財産活用課（TEL0867-42-1174）